

議案第 5 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 1 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 56 号）による介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市介護保険条例（平成 12 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成１２年君津市条例第２号）の一部を次のように改正する。
第３条第１項第６号ア中「第３８条第４項」を「第２２条の２第２項」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年８月１日から施行する。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
(保険料率) 第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) ～(5) 省略 (6) 次のいずれかに該当する者 74,880円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令<u>第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 省略 (7) ～(14) 省略 2 省略	(保険料率) 第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) ～(5) 省略 (6) 次のいずれかに該当する者 74,880円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令<u>第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 省略 (7) ～(14) 省略 2 省略